

目次

1 決算申告事務の流れ

決算・申告	2
-------	---

2 決算調整

(1) 決算調整	3
(2) 申告調整	4
(3) 課税所得金額の計算	5
(4) 収益	
① 収益の計上時期	6
② 収益の計上金額	6
③ 収益の計上に係る認識等の明確化に伴う措置等	7
(5) 売上原価	
① 売上原価の構造	8
② 棚卸	8
③ 棚卸資産の評価方法	9
(6) 給与	
① 役員給与	10
② 使用人給与	13
(7) 交際費等	14
(8) 減価償却	
① 減価償却	16
② 少額減価償却資産など	20
(9) 特別償却及び税額控除	
① 中小企業投資促進税制	21
② 中小企業経営強化税制	23
③ 中小企業防災・減災投資促進税制	26
④ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	26
⑤ 研究開発税制	28
⑥ 賃上げ促進税制	30
(10) 資本的支出と修繕費	32
(11) 繰延資産	34
(12) 貸倒れ等	
① 貸倒引当金	36
② 貸倒損失	39
(13) リース取引	40

3 申告調整

(1) 青色欠損金の繰越控除と欠損金の繰戻還付	42
(2) 別表四と五(一)の記載	43

4 特別な課税と税率

(1) グループ法人税制	44
(2) グループ通算制度	45
(3) 同族会社の留保金課税	46
(4) 使途秘匿金課税	47
(5) 土地重課税	47
(6) 法人税の税率表等	48
(7) 清算法人に対する課税	49

5 申告手続等

① 確定申告	50
② 中間申告	51
③ 納付期限	51
④ 修正申告	52
⑤ 更正の請求等	52

6 法人税申告書検討表

7 勘定科目別にみた源泉所得税の

チェックポイント	54
----------	----

8 消費税等の概要

9 令和7年度法人税関係の

改正主要項目一覧	64
----------	----

は じ め に

法人税の確定申告書は、確定した決算に基づいて作成のうえ税務署長に提出することになっていますから、正確な確定申告をするにはまず適切な決算を行わなければなりません。

また、例えば減価償却資産の償却費や貸倒引当金の繰入額のように確定した決算において損金経理しない限り損金として認められないものなどがあるため、決算に際しては常に申告すべき所得金額に配慮しながら処理する必要があります。

つまり、決算と申告はそれぞれに独立したものではなく、密接に関連しているものであることを十分認識しなければなりません。

本書は、適正な法人税の申告をしていただくための手助けとなるよう、決算と申告に関する基本的に重要な事項を要約したものであり、各種説明会におけるテキストとして、あるいは更に法人税を深く学ぼうとする方のガイダンスとして広くご活用いただければ幸いです。

なお、本書の発行にあたっては、税理士の中村慈美先生、小松誠志先生、樋口翔太先生、遠藤奈美先生にご執筆、ご協力いただいたことに対し厚く御礼申し上げます。

公益財団法人 全国法人会総連合

※ 本書は令和7年6月1日時点における法令・制度等によっています。

1 決算申告事務の流れ

決算・申告

会社は定款に定められている期間（事業年度）ごとに決算をまとめ、株主総会の承認等を受け、その決算（確定した決算）に基づいて法人税の確定申告書を作成します。

●決算・申告事務の流れ

